# 令和6年度 第1回 福島地方最低賃金審議会 議 事 録

日 時:令和6年6月14日(金)

9:00~9:45

場 所:福島第二地方合同庁舎3階会議室

出席者:(公)熊沢、橋本、長谷川、元井、森谷

(労)大越、塩澤、志賀、髙橋、松本

(使)安達、大内、金子、佐藤

#### 1 開 会

(室 長) ただいまから、令和6年度第1回福島地方最低賃金審議会を開会いたします。

委員の皆様には、御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとう ございます。

私は、4月1日付けで賃金室長となりました鈴木と申します。よろしく お願いいたします。

本日ご出席いただいております第51期福島地方最低賃金審議会委員の皆様の任期につきましては、昨年度から令和7年3月31日までの2年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

熊沢会長、森谷会長代理、委員の皆様におかれましては、引き続きよろ しくお願いいたします。

金成委員につきましては、福島県中小企業団体中央会の役職から退任され、ご本人から辞任願が提出されている状況となっており、早急に、関係使用者団体から推薦いただき、後任の方を任命したいと考えております。

では、これより、進行を熊沢会長にお願いいたします。

(会 長) 福島地方最低賃金審議会会長の熊沢でございます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ審議会に御出席いただきまして、 感謝申し上げます。

昨年度から2年間、第51期の最低賃金審議会委員ということになります。円滑な審議会の運営ができますよう私としても丁寧に対応してまいりたいと考えていますので、今年度もよろしくお願いいたします。

昨年度福島県最低賃金につきましては、中央最低賃金審議会から示された「目安額」を参考に、各委員の皆様に御審議をしていただき、時間額90円、令和5年10月1日発効となりました。

今年の春季労使交渉の賃上げ率は、昨年よりも高い水準となった結果が 出てはおりますが、物価高騰が続いている中、物価上昇分の賃上げがなさ れているかというと厳しい状況となっているようでございます。

このような諸々の状況から、それぞれの立場において、非常に厳しい議論を重ねることになろうかと思いますが、私ども公益としましては、円滑な審議の進行に努めてまいりますので、真摯な議論をいただきまして、福島県の最低賃金の結論を出していただければと思います。

皆様の御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

#### 2 局長挨拶

- (会 長) では、本日の審議会開催に当りまして、福島労働局長より御挨拶をお願 いいします。
- (局 長) 福島労働局長の井口でございます。

審議会委員の皆様には、日頃から労働行政の運営に関しまして、それぞれの御立場から御理解と御協力をいただいておりますことに、心から御礼申し上げます。

また、本日は、御多用中にもかかわらず、審議会に御出席を賜りまして 誠にありがとうございます。

今年度は、第51期福島地方最低賃金審議会委員として、昨年度からの任期となっており、使用者側委員の福島県中小企業団体中央会副会長兼専務理事の金成委員が退任され、今後後任の方を任命する予定であり、委員の入れ替わりもありますが、昨年度とほぼ同じ体制で御審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

熊沢会長をはじめ、委員の皆様には、審議会の運営が円滑に図られますよう、改めて御協力をお願い申し上げます。

さて、昨年度の福島県最低賃金につきましては、時間額900円の御答申を8月7日にいただき、10月1日に発効いたしました。

今年度の最低賃金改定の審議は、中央最低賃金審議会において、予定で

は、6月下旬に厚生労働大臣から令和6年度地域別最低賃金改定の目安について諮問が行われ、審議がスタートすることになります。

今後、目安について答申がなされた場合は、委員の皆様に速やかにお伝えさせていただきます。

今年度の福島県最低賃金の改正につきましては、県内の雇用情勢は、引き続き求人が求職を上回って推移しているものの、求人に弱まりの動きが 広がる中、足元の資源価格高騰や物価上昇が続いている状況により、経済 を取り巻く状況は大変厳しいものがあり、諸々大変厳しい状況下での調査 審議となろうかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

最低賃金制度は、労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして重要なものであり、最低賃金の決定にあたっては、最低賃金審議会において、公労使で十分に議論していただくことが重要であると考えております。

委員の皆様におかれましては、最低賃金を取り巻く諸般の事情を総合的 に御勘案いただき、御審議賜りますようお願い申し上げます。

事務局といたしましても円滑な審議に向け、最大限の努力をさせていた だくこととしておりますので、充実した御審議をいただきますことを重ね てお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

(会 長) ありがとうございました。

#### 3 審議会委員の紹介

(会 長) 続きまして、事務局より審議会委員の皆様を紹介させていただきます。

(補 佐) 賃金室長補佐の橋本と申します。

私から、御手元の会議資料の1ページの審議会委員名簿により委員の皆 さまをご紹介させて頂きます。

公益代表の方からご紹介させていただきます。熊沢透委員。

(熊沢委員) よろしくお願いします。

(補 佐) 橋本寿委員。

(橋本委員) よろしくお願いします。

(補 佐) 長谷川珠子委員。

(長谷川委員) よろしくお願いします。

- (補 佐) 元井貴子委員。
- (元井委員) よろしくお願いします。
- (補 佐) 森谷吉博委員。
- (森谷委員) よろしくお願いします。
- (補 佐) 続きまして、労働者側委員をご紹介させていただきます。大越香代子委員。
- (大越委員) よろしくお願いします。
- (補 佐) 塩澤基委員。
- (塩澤委員) 塩澤です。よろしくお願いします。
- (補 佐) 志賀一江委員。
- (志賀委員) 志賀です。よろしくお願いします。
- (補 佐) 髙橋誉委員。
- (髙橋委員) 髙橋でございます。よろしくお願いいたします。
- (補 佐) 松本瑛貴委員。
- (松本委員) 松本です。よろしくお願いします。
- (補 佐) 続きまして使用者側委員をご紹介させていただきます。安達和久委員。
- (安達委員) よろしくお願いいたします。
- (補 佐) 大内淳子委員。
- (大内委員) 大内です。よろしくお願いします。
- (補 佐) 佐藤卓也委員。
- (佐藤委員) 佐藤です。よろしくお願いします。
- (補 佐) 続きまして事務局職員を紹介させていただきます。綿貫基準部長。
- (基準部長) 綿貫でございます。よろしくお願いします。
- (補 佐) 二見賃金指導官。
- (室 長) 案内のために席を外しております。
- (補 佐) 以上です。よろしくお願いいたします。
- (会 長) 議事に入る前に定足数の確認をさせていただきます。 事務局、よろしくお願いします。
- (補 佐) 本日は、13名の委員の出席をいただいており、委員の3分の2以上の ご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定 により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

#### 4 議事

- (会 長) それでは、これより議事に入ります。本日予定している議事について、事務局より説明をお願いします。
- (室 長) 本日予定しております議事は、
  - (1)福島地方最低賃金審議会運営規程について
  - (2)福島県最低賃金審議会専門部会の設置及び廃止について
  - (3)審議会議事録確認者の指名について
  - (4)資料の説明について

です。よろしくお願いいたします。

#### (1)福島地方最低賃金審議会運営規定について

- (会 長) 福島地方最低賃金審議会運営規程の確認を行います。事務局から説明お 願いします。
- (室 長) 資料の2ページから4ページをご覧ください。

審議会の議事運営につきましては、最低賃金法及び最低賃金審議会令に 定めるもののほか、従来からこの規程を定めています。

昨年度までは、第1回の本審において、毎年提案させていただき、承認をいただいておりましたが、今年度は委員の皆様2年の任期途中で規程の内容をよく御承知であり、また、当該規程の内容は今回変更等していないことから、毎年各委員みなさまから承認を得るという手続きを省略させていただいた方が、審議の効率化を図ることができることから、会長と相談させていただき、今後は、2年任期の途中かつ規程内容の変更がない場合、その御確認をしていただくことといたしましたので、御了承ください。

この規程には、会議の招集、委員の欠席、会議の議事、会議の公開、議事録及び議事要旨、意見の提出等が定められています。昨年と変更点はありませんので、今年度も昨年度と同じ規程に基づき進めさせていただきたいと思います。

(会 長) ただいま、説明がありました福島地方最低賃金審議会運営規程について、何かご意見ございませんか。

- (会 長) それでは、規程については昨年度のとおりで進めていきます。よって、 今後の審議会においては、昨年度同様、一部非公開となる場面も出てくる ことが想定されますが、その際には傍聴者には一旦退席をお願いすること も出てくるという取り扱いとなりますので、その際には事務局は傍聴者の 案内等をお願いします。
- (室 長) 承知しました。

#### (2)福島地方最低賃金審議会専門部会の設置について

(会 長) 次に、議事の(2)の福島地方最低賃金審議会専門部会の設置および廃止 についてお諮りします。

事務局から説明・提案をお願いいたします。

(室 長) 最低賃金法第25条第1項において、「必要に応じ、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる」とされ、同条第2項において、「最低賃金の改正決定の調査審議を求められた場合、専門部会を置かなければならない」と規定されています。

この場合、最低賃金審議会令第6条第4項に準用される同令第3条第1項の委員推薦に関する公示手続きなどで部会設置に相当の期間を要することから、本日の審議会において、最低賃金法第25条第1項に基づき「専門部会を設置すること」の議決をお願いいたします。

また、設置されました専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項において、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定され、「専門部会がその任務を終了する前においても、あらかじめ廃止する旨の議決を行うことができる。」と解されていますので、最低賃金の異議申出期間が満了したときに当該「専門部会を廃止する」議決をお願いいたします。

(会 長) ただいま、事務局より説明・提案がありました「福島地方最低賃金審議 会専門部会の設置及び廃止について」御異議ございませんか。

#### 《 異議なしの声 》

(会 長) それでは、最低賃金法の規定に基づき、福島県最低賃金の改正について 審議を行う福島地方最低賃金審議会専門部会を設置し、最低賃金の異議申 出期間が満了したときに当該専門部会を廃止することとします。

#### (3)審議会議事録確認者の指名について

(会 長) 続きまして、議事の(3)審議会議事録確認者の指名について、確認者の 指名を行います。

> 運営規程第7条では、議事録及び議事要旨を作成することと規定されて おります。

> 作成した議事録につきましては、会長及び会長の指名した委員 2 人が確認していただくこととしております。労働者側・使用者側から 1 名ずつ推薦をお願いしたいと思います。

労働者側はいかがでしょうか。

(大越委員) 大越が務めさせていただきます。

(会 長) 使用者側はいかがでしょうか。

(佐藤委員) 佐藤でお願いいたします。

- (会長) ありがとうございます。それでは労働者側は大越委員、使用者側は、佐藤委員を議事録確認者に指名することとしますので、よろしくお願いします。 議事録の確認方法についてお諮りします。事務局案がありましたら説明・提案をお願いいたします。
- (室 長) 確認の方法につきまして、原則は、事務局が議事録確認者へ議事録を持 参したうえで直接ご意見等をお伺いしておりましたが、今年度についても 原則同じ取り扱いとさせていただき、事務局と確認者の都合により、持参 することで迅速・的確な事務処理とならない場合についてはメールにて送 付を行い、御確認いただくことにしたいと考えております。
- (会 長) ただいま、説明がありました議事録の確認方法について御意見ございませんか。

#### 《 異議なしの声 》

(会 長) それでは、議事録の確認方法につきましては、事務局が議事録確認者 へ議事録を持参したうえで御確認いただく方法といたしますが、適宜メールも活用して確認いただくこととします。

### (4)配付資料の説明について

- (会 長) 次に(4)配付資料の説明についてです。事務局より説明をお願いします。
- (室 長) それでは、配付資料につきまして御説明いたします。

本日の配付資料につきましては、会議資料目次にある資料を配布させていただいております。

下方中央のページ数で説明申し上げます。 5 ページから説明させていた だきます。

5ページは、令和5年度の中央最低賃金審議会並びに福島地方最低賃金 審議会等の開催状況です。昨年の中央最低賃金審議会では、7月28日に 最低賃金改定の目安額の答申がありました。福島地方最低賃金審議会にお いては、7月4日・第1回審議会で県最低賃金の改正諮問、8月1日・第2 回審議会で目安額の伝達を行い、8月7日・第3回審議会で改正答申が行 われました。福島県最低賃金に係る専門部会での金額審議は、8月2日(第 2回専門部会)、8月3日(第3回専門部会)、の2日間行われました。

6ページは、特定最低賃金専門部会の開催状況です。5つある特定最低 賃金のうち電子部品等製造業については、改正の必要性審議で必要性あり とは全会一致とならなかったため、金額改定審議はなされませんでした。 他の非鉄製品製造業、輸送用機械器具製造業、計量器等製造業及び自動車 小売業については全会一致により金額改定となりました。

7ページは、令和5年度における全国の地域別最低賃金の審議・決定状況です。

8~12ページは、業務改善助成金の交付申請に係る福島県の令和4年度の決定状況です。令和5年度における業務改善助成金交付決定件数は2 47件、交付決定額は276,340,000円となっています。

13~15ページは、本年3月19日に連合福島様より提出がありました「2024年度最低賃金行政に関する要請書」です。

16~17ページは、本年4月16日に連合本部様より厚生労働大臣あてに提出されました「2024年度最低賃金行政等に関する要請書」です。

18ページから20ページは、本年4月18日付け日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会の「最低賃金に関する要望」です。

21~22ページは、本年6月3日に全労連東北地方協議会様、全労連北海道地方協議会様、福島県労働組合総連合様の連名により提出がありました「最低賃金引き上げと中小企業・小規模事業者支援の拡充、及び最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請書」です。

23~24ページは、本年5月14日までに福島県議会、県内各市町村議会より提出のあった「福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書」の提出者一覧です。福島県議会、59市町村議会のうちの29市町村議会から意見書が提出されています。なお、25ページに福島県議会、26ページに福島市議会の意見書を添付しました。

27~31ページまでは、本年3月19日に行われた「2024年度特定最低賃金5業種の「金額改正申し出」の意向表明書の写しです。なお、特定最低賃金の改正申出書の提出は、7月16日(火)に行われる予定となっています。

冊子末尾には、賃金引き上げ特設ページ開設案内のちらし、業務改善助成金の案内と「最低賃金引上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ」と題するリーフレットをお入れしています。

配付資料の説明は以上です。

(会 長) 只今の説明で、御質問等ございましたらお願いします。

(佐藤委員) 確認ですが、業務改善助成金の資料がありますが、引上げ前と引上げ後、 引上げ後で900円に満たない額が書かれていますが、この事業所について は10月1日以降は当然900円になっているのでしょうか。

(室 長) はい。

(会 長) 他にございますか。

- (橋本委員) 23ページですが、どの議会も1,000円以上と言っているのでしょうか。
- (室 長) すべての意見書が1,000円以上になっているかということでしょうか。
- (橋本委員) あと金額を明示していないところがあるのかを確認させていただきたいです。
- (室 長) 取りまとめしておりませんので、次回、金額を表して資料とさせていた だきたいと思います。

(会 長) 他にいかがでしょうか。

では、念のため私から申し上げます。昨年度お願いしましたように、会議 資料のページ番号は一貫して通しにしていただきたいということで、次回の ページ番号は32ページから始まるものでお願いしたいと思います。

(室 長) はい、そのようにさせていただきます。

#### 5 その他審議日程について

- (会 長) 次に、5 その他としまして、審議日程について、事務局から説明をお願い します。
- (室 長) お配りしました「令和6年度 福島地方最低賃金審議会・福島県最低賃金専門部会等の審議日程(事務局案)」のとおり、第2回の本審を7月2日 火曜日13時30分から、福島市市民会館で予定しております。

委員の皆様には、御多忙のところ大変恐縮ですが、日程確保に特段のご 配慮をお願い申し上げます。

今日の会場となっております福島第二地方合同庁舎は、会議室の数が少ないため、会場をおさえることができないことも多く、福島市市民会館や勤労青少年ホームで実施することも多々あると思います。会場をお間違えることのないよう御確認いただきますようお願いします。

- (会 長) 事務局から審議日程について説明がありましたが、御質問等ございませんか。
- (佐藤委員) 今年度についてはもう少し時間をかけて審議する必要性があると考えておりまして、他県との比較を参考としないと、今年度については最終的な金額を決めることが出来ないのではないかと思っておりまして、本来であれば他県のことを気にすることなく独自に決めればいいのですが、そうもいかない部分がありますので、今後の審議日程について、ある程度余裕をもって、他県の状況を見ながら、10月1日発効に労側の皆さんはこだわるのかと思いますが、こだわらず、時間をかけて金額を決めるということに御賛同いただければありがたいです。
- (基準部長) 事務局から御提案ですが、今後の審議日程については、今のところこの ような形で決めさせていただいていますが、佐藤委員が仰られたような点も ございますので、今のところはこれで進めさせていただいて、そのうえで審

議の全体の状況を見ながら、また改めてしっかりと御相談しながら今後進め させていただくということはいかがでしょうか。

(会 長) それでよろしいでしょうか。

47都道府県全部について半分と考えるか、あるいは特定の私たちが注意すべき県について審議のタイミングを見計らうというようにするかは、いるいろな考え方があると思いますが、佐藤委員のご意見、今の基準部長のお話から、差し当たり本日共有されている審議日程を前提としながら、後半については議論の状況を見て、後半に少し日程がずれる可能性があるということを含んだうえでの日程案だということを、共通理解としておくということでよろしいでしょうか。

- (塩澤委員) 佐藤委員の御提案について、近隣やBランク県への意識は高めていかなければいけないと思いますが、それぞれが団体の出身だったりしますので、7月2日の第2回の本審のときに、どのくらいの日程になるか想定できる範囲の意見交換はさせていただきたいと思います。我々はこの日程である程度様々な会議をすでに設定している部分がございますので、可能であれば7月2日に意見交換の場を設けていただきたいと思います。
- (基準部長) 必要な日程を頂戴しながら、我々としても資料を作らせていただき、進めさせていただくようになると思います。
- (会 長) 塩澤委員がおっしゃられているようなニーズはよくわかりますが、7月 2日の段階ではあまり変わらないのではないかと思いますが、今後の審議会 において、今後の日程についての再検討というものを毎回丁寧に行うという ことでどうでしょうか。

(塩澤委員) はい、承知いたしました。

(会 長) 基準部長が仰ったように、取りまとめていただくということでお願いい たします。

(基準部長) 承知いたしました。

(長谷川委員) 日程に関してですが、確かに7月2日で見通すのは難しいと思うのですが、委員の日程調整の確保も必要で、定足数とかありますので、確定ではなくても、パターンABCのように示していただければと思います。今予備日と書かれている部分について、どのような趣旨で受け止めていればいいのか、よくわかっていない部分があります。

- (室 長) このとおりに進まなかった場合を想定して、審議が伸びた場合等のための予備日として、皆様の都合や会場を抑えているものがこの予備日となります。定足数が満たされる日を見ながら取れた日がこの日だったということです。皆様の予定を再度確認しながら、伸びた場合はどの日にやることが出来るか、もう一度取りまとめをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- (大内委員) 決める前に他県の様子を聞くことは難しいのでしょうか。そのような情報交換は労働局の中でないのでしょうか。
- (基準部長) お互いの情報交換はさせていただいておりますが、この場で出せるかどうかは別の話になってきます。御懸念はわかりますので、どのような御報告をするかどうかを含めてしっかりと検討していきたい。また、しっかりと情報提供をしていきたいと思っています。その中で、日程等もございますので、次の7月2日の段階でどこまで出せるかわからないところではございますが、皆様に都合の良い日程で、審議しやすい状況を整えていきたいと思っていますので、御理解いただければと思います。
- (大内委員) 他県は気にせず福島県だけを見て考えれば良いと思いますが、状況を見ながらでも福島県の最低賃金はこうあるべきだということきちんと議論するのが筋だと思っています。いつまで他県の状況を見るのかという日程調整だと思いますので、ぎりぎりのラインはどこなのかということを教えていただいたうえでの調整が良いのではないかと思います。
- (基準部長) 御意見いただきありがとうございます。日程についてこのような資料を配らせていただいて、発効日のことが書いてありますが、そういうものを見ながら、また、先ほど仰っていたデッドラインはここだというものを示しながら、日程の御提示、他県の状況などを情報共有しながら、皆様にご理解、御納得いただけるような最低賃金の審議会にしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。
- (会 長) デッドラインというのは10月1日発効にどこまでこだわるかということに影響を受けることだと思いますが、差し当たり本日共有されている審議日程案でまずは進めていきますので、各委員におかれましては日程の確保をお願いします。

これまでの内容以外にご質問等があればお願いいたします。

( な し )

## 7 閉 会

(会 長) 以上をもちまして、本日の審議会を閉会といたします。